# 福島市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し基本的な事項を定めることにより、市民生活に密接に関連する市の重要な施策について、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、市の政策形成過程に反映させ、もって行政運営の公正性と透明性の向上及び協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な施策等に関する 条例及び計画等(以下「計画等」という。)を立案する過程において、その立案に係る趣旨、 内容その他必要な事項を市民等に公表し、それらに対して提出された市民等の意見を考慮し て意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員 会、監査委員及び農業委員会をいう。
- 3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 本市の区域内に住所を有する者
  - (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
  - (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
  - (5) その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する者

### (対象)

- 第3条 パブリック・コメント制度の対象は、次に掲げるものとする。ただし、法令に基づく もの、迅速性、緊急性を要するもの及び軽微な変更については、この限りではない。
  - (1) 市の施策に関する基本方針や基本的な事項を定める計画の策定又は変更
  - (2) 市民生活に密接に関連する重要な施策や手続を定める条例の制定又は改廃
  - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- 2 実施機関は、前項の規定に関わらず、制度の趣旨に照らし、この要綱に定める手続を取る 必要があると認められる場合においては、この要綱に定める手続をとることができるものと する。

# (計画等の案の公表)

- 第4条 実施機関は、計画等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その 計画等の案(条例にあっては、条例案の素案又は骨子。以下同じ。)を公表しなければならな い。
- 2 実施機関は、前項に規定するほか、次に掲げる資料(以下「公表資料等」という。)を合わせて公表するよう努めるものとする。
  - (1) 計画等を策定する趣旨、目的及び背景

- (2) 根拠法令の規定や上位計画等の概要
- (3) 計画等を立案する際に整理した実施機関の考え方や論点
- (4) 市民等が計画等の案を理解するために必要な関連資料

#### (公表の方法)

- 第5条 実施機関は、前条の規定による公表を次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所、茂庭・大波出張所、各学習センター、 市民活動サポートセンター、その他実施機関が指定する場所における計画等の案及 び公表資料等の閲覧
  - (2) 計画等の案及び公表資料等の市ホームページへの掲載
- 2 実施機関は、前項の公表について、必要に応じ次に掲げる方法を活用して広く市民等に周 知するよう努めるものとする。
  - (1) 前項(1)に記載の場所での掲示
  - (2) 市ホームページでの情報発信
  - (3) ソーシャルメディアによる情報発信
  - (4) 報道機関への発表
  - (5) 市の発行する広報紙への掲載
  - (6) 印刷物の配布
  - (7) 説明会の開催
  - (8) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法のすべてにおいて公表資料等全体 を公表する必要はないものとする。その場合にあっては、計画等の案及び公表資料等の入手 方法を明確にしなければならない。
- 4 公表の方法等については、広聴広報課と協議するものとする。

### (意見提出の期間等)

- 第6条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、原則として1ヶ月以上の提出期間及びその提出方法を定め、計画等の案を公表するときに明示しなければならない。
- 2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) その他実施機関が定める方法
- 3 計画等の案についての意見を提出した個人又は法人等の氏名、名称等を公表する場合には、 計画等の案を公表する時にその旨を明示しなければならない。

### (意見の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮し、計画等について意思決

定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定をしたときは、提出された意見の 概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときはその 修正内容を公表しなければならない。ただし、福島市情報公開条例第9条の規定に該当する ものは除く。
- 3 第5条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

## (一覧の作成等)

- 第8条 実施機関は、この要綱に定める手続を行うときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市 長に報告するものとする。
  - (1) 案件名
  - (2) 公表日
  - (3) 意見の提出期限
  - (4) 計画等の案の入手方法問い合わせ先
- 2 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、市民情報室等に備えつけるとともに、市のホームページに掲載し公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、パブリック・コメント制度の手続に関し必要な事項は実施機関が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

INH HII

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。